

大伴旅人考

——〈領巾磨之嶺〉を中心に 付・九州風土記乙類の周辺——

萩原千鶴

はじめに

『万葉集』巻五の前半部は、大伴旅人・山上憶良らの贈答を中心とした漢文や歌等であるが、そのうちいくつかは作者記名がなく、実作者の推定をめぐってさまざまな論議が交わされてきた。本論は、そのうちの「領巾磨之嶺」の歌について実作者の考証を試みるものである。作品のまわりをあらわすために、便宜的に以下の略称を用いる。

- [A] 〈龍の馬〉 806前置文、806～809
- [B] 〈梧桐日本琴〉 810前置文、810～811、812前置文、812
- [C] 〈鎮懐石〉 813前置文、813、814
- [D] 〈梅花宴〉 815前置文、815～846、847～848、849～852

- [E] 〈遊於松浦河〉 853前置文(序)、853～863、864前置文、864～867
- [F] 〈憶良謹啓〉 868前置文、868～870
- [G] 〈領巾磨之嶺〉 871前置文、871～875
- [H] 〈餞酒〉 876～879、880～882
- [I] 〈三嶋王追和〉 883

一 〈領巾磨之嶺〉 872・873の実作者

大伴佐提比古郎子、特に朝命を被り、使ひを藩国に奉はる。艤棹して言に帰き、稍に蒼波に赴く。妾松浦^{佐用}、此の別れの易きことを嗟き、その会ひの難きことを歎く。即ち高山の嶺に登り、遙かに離り去く船を望み、悵然として肝を断ち、黯然として魂を銷つ。遂に領巾を脱きて磨る。傍の者、涕を流さずといふこと

なし。因りて此の山を号けて領巾麿の嶺と曰ふ。乃ち

歌を作りて曰はく

得保都必等 麻通良佐用比米 都麻胡非尔 比例布利之用
利 於返流夜麻能奈 (871)

後人追和

夜麻能奈等 伊賓都夏等可母 佐用比売何 許能野麻能爾
仁 必例遠布利家牟 (872)

最後人追和

余呂豆余尔 可多利都夏等之 許能多気仁 比例布利家良
之 麻通羅佐用嬪面 (873)

最々後人追和二首

宇奈波良能 意吉由久布祢遠 可弊礼等加 比礼布良斯家
武 麻都良佐欲比売 (874)

由久布祢遠 布利等騰尾加祢 伊加婆加利 故保斯苦阿利
家武 麻都良佐欲比売 (875)

〔G〕〈領巾麿之嶺〉は前置文・歌ともにすべて作者記名がなく、それぞれについて、作者の推定をめぐり多くの説が提出されている。本来ならばここで契沖に始まる膨大な作者研究史について触れるべきだが、本稿では紙幅の関係からいっさいを省筆する。原田貞義氏¹⁾、鉄野昌弘氏²⁾の詳しい研究史紹介に委ねたい。私は、稲岡耕二氏が多角的観点か

ら精査された、巻五の用字による実作者推定、すなわち871前置文および871を大伴旅人、874・875を山上憶良とする論を支持したい。筆録者と実作者を区別して考える立場があることも承知しているが、作者記名のない

〔H〕〈梅花宴〉847〜848 (員外思故郷歌)・849 (852 (後追和梅花) が稲岡氏論によつて用字から大伴旅人を実作者と推定できることは、歌の解釈理解の上でも有益であり、巻五の多くの歌について、筆録者の用字が実作者個々の用字であることを保証するものと考えている。

一方、872と873については、稲岡氏は、

八七二および八七三の二首は、作者(筆者)を明らかにしえない。(中略) 松浦河での作の在り方からすると、これも旅人を中心とした大宰府官人の共作と考えられるもので、旅人の単独作と強いて考える必要もないと思う。

とされている、872・873に「モ」の甲乙異例がみられないにもかかわらず、稲岡氏が⁴⁾あえて旅人・憶良以外の官人に作者を求めたのは、「共作」としての〔G〕〈遊於松浦河〉(853前置文、853〜863)からの類推、および題詞「後人追和」「最後人追和」によつて、871や874・875とは区別してカテゴライズされていることによると思われる。題詞による区分と、共作を思わせるよ

うな構成の問題は重要であるが、ここでは別の面から考えてみたい。

872・873は現代語訳すると「山の名と言ひ継げとサヨヒメが、この山の辺で領巾を振ったのであろうか」(872)、「万世に語り継げと、この山に領巾を振ったらしい、マツラサヨヒメは」(873)となる。サヨヒメが大伴佐提比古との別れを悲しむあまり領巾を振ったことは前置文から明らかであり、872や873の歌いぶりはサヨヒメの心にそぐわず、著しくピントがはずれている(どこの世界に、山の名として語り継いでほしいと思つて、恋人への別れの所作をする女性がいるだろうか)。この二首の眼目は「語り継ぐ」「言ひ継ぐ」という行為をめぐる感興にあるが、「語り継ぐ」こと、「言ひ継ぐ」ことは、伝説歌等にはしばしば定型的に現れるため、そうした観点から従来論じられても来た。だが、そのような定型に沿つての理解では、この二首の意味は解けないと思われる。表記をみると、

夜麻能奈等 伊賓都夏等可母 佐用比売何 許能野麻
 能閉仁 必例速布利家牟 (872)
 余呂豆余尔 可多利都夏等之 許能多氣仁 比例布利
 家良之 麻通羅佐用嬪面 (873)

二首とも同じ「都夏」を用いていることが注意される。

「夏」をゲ(甲類)の仮名に用いるのは非常に稀で、集中ではあと一例、㊦(鎮懐石)歌中にあるのみで、その他上代文献には一例も見られない。

可既麻久波 阿夜尔可斯故斯 多良志比咩 可尾能弥
 許等 可良久尔速 武氣多比良宜豆 弥許々呂遠 斯
 豆迷多麻布等 伊刀良斯豆 伊波比多麻比斯 麻多
 奈須 布多都能伊斯乎 世人尔 斯咩斯多麻比豆 余
 呂豆余尔 伊比都具可祢等 和多能曾許 意积都布可
 延乃 宇奈可美乃 故布乃波良尔 美豆豆可良 意可
 志多麻比豆 可武奈何良 可武佐備伊麻須 久志美多
 麻 伊麻能遠都豆尔 多布刀伎呂可儻

㊦(鎮懐石) 813
 阿米都知能 等母尔比佐斯久 伊比都夏等 許能久斯
 美多麻 志可志家良斯母 (814)

㊦(鎮懐石)に記名はないが、仮名遣いや用語、発想などの諸観点から、今日多くの研究者によつて憶良作と認定されてきているもので、本稿でも憶良作と考える。憶良は息長足日女命が新羅征討時に用いた石が、筑前国怡土郡深江村子負原に現存しているという事実に打たれ、息長足日女命が「永遠に言い継げ」として石を置かれたのだ」とうたった。憶良には特異な字母選択の傾向があることが縷々指摘されているが、この814「伊比都夏」の「夏」も憶良の独自

の仮名字母選択とみなしてよいと思われる。814「言ひ都夏」とは、872と全く同句である。特殊な用字が同語「告げ」の表記に全く同じように使用され、872・873が814とほとんど同一の言い回しをしているのは、偶然ではない。872・873の「伊賀都夏」「可多利都夏」は、814の「伊比都夏」を意識していることを表すものとして選択された用字と考えるべきである。

「都夏」自体が憶良の仮名字母選択であることは確かだが、それでは872・873は憶良の作と考えるべきなのだろうか。それについては、**㊦**〈遊於松浦河〉の、題詞に「帥老」注記をもつ861〜863が参考になる。「帥老」をめぐっては作者論議が錯綜しているが、稲岡耕二氏が示された、旅人があえて憶良に似せた文字遣いで記し、そこから憶良が旅人の意図を読みとったとする観点は、見逃せない。このことは当面の**㊦**〈領巾塵之嶺〉872・873を考える上でも重要だろう。なぜならば憶良は**㊦**〈遊於松浦河〉と**㊦**〈領巾塵之嶺〉の間に**㊦**〈憶良謹啓〉、すなわち「憶良誠惶頓首謹啓」に始まる文章と868〜870の三首を制作して旅人に送っているからである。

憶良誠惶頓首、謹みて啓す。

憶良聞く、方岳諸侯、都督刺史、並に典法に依り部下を巡行し、其の風俗を察ると。意内多端にし

て口外に出し難し。謹みて三首の鄙歌を以ちて、

五藏の鬱結を写かむと欲ふ。その歌に曰はく
 麻都良我多 佐欲比売能故何 比列布利斯 夜麻能名
 乃尾夜 伎々都々遠良武
 多良志比売 可尾能美許等能 奈都良須等 美多々志
 世り斯 伊志遠多礼美吉 二云「阿由都流等」 (869)
 毛々可斯母 由加奴麻都良選 家布由伎豆 阿須波吉
 奈武遠 奈尔可佐夜礼留 (870)

憶良自身は参加しなかった。松浦川遊覧に、後人の追和として、あたかも憶良が作った歌であるかのように、旅人による帥老三首を提示され、それに対するリアクションとして憶良は右の**㊦**〈憶良謹啓〉を旅人に送ったのだとする。稲岡氏論は、用字論の上からも一連の歌の理解の上からも、説得力をもつ。憶良は、**㊦**で旅人がテーマとした松浦河の鮎釣り仙媛については何ひとつ触れることなく、868でサヨヒメを、869でタラシヒメを、870で松浦道をつたっている。

松浦河仙媛にはいつさい触れられず、いわば憶良によって肩すかしを食わせられた体の旅人が、憶良の**㊦**に対してリアクションをおこしたのが**㊦**〈領巾塵之嶺〉である。マツラサヨヒメとサデヒコとの別れを描く前置文の後、得保都必等 麻通良佐用比米 都麻胡非尔 比例布利

之用利 於返流夜麻能奈

と、領巾を振つて以来山の名になつたとして、過去の事績と現在のつながりを述べるのが871である。872・873はそれを引き取つて山の名を焦点化するが、872・873が、従来のように「山の名として言い継ぎ、と思つてサヨヒメはこの山で領巾を振つたのだろうか」「万世に語り継ぎ、とてこの山で領巾を振つたらしい、マツラサヨヒメは」といった表層的な逐語理解にとどまるならば、それは全くマツラサヨヒメの心情に即さない、的外れな歌にしかない。

しかしこれが、憶良の□〈鎮懷石〉の用語用字に由来する「言ひ（語り）告げ」をもつこと、さらには、

余呂豆余尔、伊比都具可称等、和多能曾許、意积
都布可延乃、宇奈可美乃、故布乃波良尔、美豆豆可良
意可志多麻比豆……

余呂豆余尔、可多利都夏等之、許能多气仁、比例布利
家良之、麻通羅佐用嬪面、

と「ヨロヅヨニ」の表記までも、873がみごとに□〈鎮

懷石〉813と全く同一表記を用いていること、そして□

〈遊於松浦河〉853〜863へのリアクションとしてオ

キナガタラシヒメに言及した□〈憶良謹啓〉を、旅人が憶良から受け取つていたことを考えれば、872・873は、

旅人が□〈憶良謹啓〉三首に対し、憶良の鎮懷石歌を踏まえ、その憶良の用語と用字を用いて（すなわち憶良の口吻を用いて）歌を制作し、憶良に示したものと理解すべきではないだろうか。普通の人には872・873が鎮懷石歌を踏まえている、などということはすぐにはわからないかもしれないが、これを文字で見たときに瞬時にそこに込められた意味に気づく人間がひとりだけいる。むしろ山上憶良である。自身がかつて旅人にそのように歌を作つて贈つたこと（□〈鎮懷石〉は憶良から旅人への書簡に類する形で、提示されたものと思われる）、その表記に、類例のない「都夏」を用いたことを、本人ならよく覚えている。そしてそのままその字を用いた歌が、今度は自分に贈られてきたなら、相手が自分の口吻を踏まえたことに気づくはずなのだ。

872・873は、旅人が憶良をからかうために、憶良の口吻を踏まえて作成したものと考えられる。旅人が憶良をからかうのは、ひとつには旅人の□〈遊於松浦河〉序・853〜863に対して、憶良が□〈憶良謹啓〉のようなリアクションをしてきたからであるが、もうひとつには、かつて憶良が□〈鎮懷石〉をよこしたときに、憶良ならではの奇妙な歌いぶりに、旅人が引っかけかりをおぼえたことがあるだろう。オキナガタラシヒメは懷妊しながらの遠征

という目的を達して、もはや身につける必要がなくなったので、重たい石を置いたのであって、後世まで言い継ぐようにという趣旨で置いたなどは、通常の間人は考えない。それを憶良は「永遠に言い継ぐようにとお思ひになつて、石を置かれたのだ」とうたつておられるわけで、そこに憶良の特徴がある。旅人は、結果を目的化したような憶良の歌いぶりに、やや違和感をおぼえ、そこに憶良らしさを見もし、自分とは異質な発想に対していくばくかのこだわりを感じていたことがあつたのだと思われる。であればこそ、この㊦〈領巾塵之嶺〉ではかつての憶良の詠みぶりを誇張することによって、からかひに転じたのだと考えられる。

872・873は、憶良に対しては（憶良に対してだけ）は）次のような意味をもつだろう。

君の理解からすると、オキナガタラシヒメは永遠に言い継げとのおつもりで、鎮懐石をお置きになつたのだね。マツラサヨヒメも、山の名として言い継げと思つて、この山で領巾を振つた、ヨロゾヨニ（オキナガタラシヒメもヨロゾヨニ言い継ぐよすがにと石をお置きになつたそうだが）語り継げとのつもりで領巾を振つたのだね。君はそう思っているのだろう。君にとつては永遠に言い伝え、語り伝えていくことが、何よりも大事らしいから。

憶良の㊦がマツラサヨヒメとオキナガタラシヒメをうたつているのに対して、旅人は、㊧〈領巾塵之嶺〉でマツラサヨヒメを主題に据えつつ憶良㊨〈鎮懐石〉を踏まえることによつて、憶良㊦のマツラサヨヒメとオキナガタラシヒメへの対応を果たしたことになる。そのように考えれば、㊧874・875で憶良がマツラサヨヒメの心情に立ち入つてうたうことの意味も、より明瞭になる。874・875の「最々後人追和二首」は、旅人の挑発に対して、憶良が次のように苦笑しながら応えたものであろう。

いえない、もちろんマツラサヨヒメは言い継いでほしいと思つて褶を振つたわけではありません。沖へ遠ざかる船を返れと思つて振つたのでしょね。(874)でも船をとどめることはできなくて、どれほど恋しかつたことでしょう。(875)

すなわち㊧〈領巾塵之嶺〉実作者についての私見は、871前置文・871〜873が旅人、874〜875が憶良である。872と873は憶良に対してのみ、意味をもつ。すべてが憶良宛てに制作され、憶良に示され、それに対して憶良が応えたのであって、旅人と憶良の二人の関係のみに閉じられており、大宰府官人たちの共作といったものではないと考える。

二 九州風土記乙類の周辺

〔E〕〈遊於松浦河〉・〔G〕〈領巾塵之鎮〉・〔C〕〈鎮懷石〉をめぐって、その周辺状況について、しばらく考えてみたい。

〔C〕〈鎮懷石〉の813前置文には、

筑前国怡土郡深江村子負の原に、海に臨む丘の上に二つの石有り。大きなるは長さ一尺二寸六分、囲み一尺八寸六分、重さ十八斤五両、小さきは長さ一尺一寸、囲み一尺八寸、重さ十六斤十両。並に皆橢円く、狀鷄子の如し。其の美好しきこと、勝へて論ふべからず。

所謂径尺の璧とは是なり。或は云ふ、此の二つの石は肥前国彼杵郡平敷の石なり、占に当りて取ると。深江の馭家を去ること二十里ばかり、路頭に近く在り。公私の往来するに、馬より下りて跪拜せずといふことなし。古老相伝へて曰はく、「往者、息長足日女命、新羅国を征討したまふ時に、茲の兩つの石を用ちて、御袖の中に挿著みて、鎮懷と為したまふ。実は是御裳の中ぞ。所以に行人此の石を敬拝す」といふ。乃ち歌を作りて曰はく

とあり、歌には「麻多麻奈須布多都能伊斯乎」(813)とある。だいぶ大きくはあるが、鶏の卵のような二つの石の美しさが強調されている。

神功皇后が出産が始まらないように身につけた石のこと

は、『古事記』・『日本書紀』・『筑紫風土記』逸文(九州風土記乙類)・『筑前国風土記』逸文(九州風土記甲類)にも登場する。

①其の政未だ竟らぬ間に、其の懐妊めるを産むときに臨みて、即ち御腹を鎮めむと為て、石を取りて御裳の腰に纏きて、竺紫国に渡るに、其の御子は、あれ坐しき。阿礼の二字は音を以ある。故、其の御子を生みし地を号けて宇美と謂ふ。亦、其の御裳に纏ける石は、筑紫国の伊斗村に在り。

(『古事記』中卷 仲哀天皇)

②時に、適皇后の開胎に当れり。皇后、則ち石を取りて腰に挿み、祈ひて曰はく、「事竟へて還らむ日に、茲土に産れたまへ」といふ。其の石、今伊都県の道辺に在り。(『日本書紀』卷九 神功皇后摂政前紀)

③逸都県。子饗の原。石兩顆有り。一は、片長さ一尺二寸、周り一尺八寸、一は、長さ一尺一寸、周り一尺八寸。色白く靱く、円なること磨成けるが如し。俗伝へて云はく、「息長足比売命、新羅を伐たむとして、軍を閲はしし際に、懐娠みて漸に動きき。時に兩の石を取り、裙の腰に挿著みて、遂に新羅を襲ちき。凱旋る日、芋渚野に至るに、太子誕生れませり。此の因縁有りて、芋渚野と曰ふ。産を謂ひて芋渚

と為すは、風俗の言詞のみ。」俗間の婦人、忽然に振動けば、裙の腰に石を挿み、厭ひて時を延ばしむといふは、蓋し此に由れるか。

〔『釈日本紀』所引『筑紫風土記』逸文〔九州風土記乙類〕〕

④怡土郡。児饗野。郡の西に在り。此の野の西に白き石

二顆有り。一顆は長さ一尺二寸、大きき一尺、重き四十二斤。

一顆は、長さ一尺一寸、大きき一尺、重き三十九斤。囊者、氣

長足姫尊、新羅を征伐むとして、此の村に到りしときに、御身妊みて、忽に誕生れまさむとしき。登時、

此の二顆の石を取り、御腰に挿み、祈ひて曰はく、

「朕、西の堺を定めむとして、此の野に來着るに、

妊める皇子、若し此れ神にあらば、凱旋りし後に、

誕生れますべし」といふ。遂に西の堺を定め、還り

來て即ち産みき。所謂る譽田天皇、是なり。時の人、

其の石を号けて皇子産の石と曰ふ。今、訛りて児饗

の石と謂ふ。

〔『釈日本紀』所引『筑前国風土記』逸文〔九州風土記甲類〕〕

九州風土記には書式の様態から甲類と乙類の二種類があったことが知られており、その相互関係や『日本書紀』との関係について諸説が展開されているが、私は仮名遣いの

分析から以下のように捉えている。乙類・甲類とも『日本書紀』を見た人が書いていて、乙類の著述には、『日本書紀』編纂の現場近くにいた人が関わっており、甲類は、すでにできあがっていた乙類と『日本書紀』を参考にして書かれている。乙類の執筆には中国人が関わっていて、土地の現況を名所案内のように華麗な文飾を用いて記述することに力点を置いているのに対し、甲類の執筆は日本人が行い、『日本書紀』の歴史時間との摺り合わせをしながら、淡々と地名を項目として記すことに傾注していると思われる。既に乙類が編纂されていたにもかかわらず、さらに甲類が書かれるのは、『日本書紀』に即した形への改訂を、朝廷から求められた結果であると考えられる。¹⁰⁾

オキナガタラシヒメの表記は、乙類は「息長足比売」、

甲類は当該条のみならず一貫して「氣長足姫」であり、③

乙類は①『古事記』に近似し、④甲類は『日本書紀』を範

としているので、当然ながら②『日本書紀』と同一表記で

ある。そして、①③は石を裳(裙)にさしはさんだことを

いうが、②④(『日本書紀』の系統)は裳に言及しない。

憶良の□(鎮懐石) 813前置文ではオキナガタラシヒメ

の表記は①③の系統であり、「御袖の中に挿著みて」と袖

の中にさしはさんだことをいいつつ、「実は是御裳の中そ

との注記をつけているように、内容的にも①③(『古事記』

および乙類)の系統に親近している。

九州大宰府では、まずは『日本書紀』の編纂現場を知悉し日本語にも堪能な中国人らに、風土記の編纂を依託したが、そこでは結果として『日本書紀』の内容とは必ずしも同調しない乙類が書かれた。乙類を書いた人物は漢籍についての知識が該博で、今はほとんど逸書になってしまったような、中国南朝の地方志類などにも、広く通暎していたようである。そうして成った乙類は、その土地の現況を、土地の人々の談話(「古老伝曰」「俗伝曰」など)を交えつつ、華麗な文辞によって描き出すことに意を用いている。

③(乙類)は、②『日本書紀』や、おそらく①『古事記』的なものも参看し、しかしそうした中央で編纂された歴史書とは異なる視点から、「現地に石がある」という現況に力点を置いた書き方をしている。①でも②でも石が二つであるという情報はなく、石の形状についても全く記述がないが、③乙類ではじめて石は二つあることが記され、色は白く硬くて、磨き上げたように円やかであると、石の美しさを言うことに熱意を注いでいることが窺える。④(甲類)でも石は二つであるとされ、用語用字面からみても③(乙類)を参看していることがわかる。

その中で、憶良の㊦(鎮懐石)は、息長足日売の用字、石を裳中にはさむ記述、「古老相伝曰」として古老の談話

を導く手法、さらには二つの石が言いようもなく美しく、玉のようであると述べる、その熱意のあり方も、③(乙類)の立場とほぼ同じだといえる。このことのもつ意味を、漢籍を通してさらに考えてみたい。

三 〈領巾磨之嶺〉〈遊於松浦河〉〈鎮懐石〉〈梧桐日本〉の基盤

「玉の如き二つの石」については、漢籍にはよく知られた故事がある。

江妃の二女は、何所の人なるかを知らざるなり。江漢の湄に出遊し、鄭交甫に逢ふ。見て之を悦ぶも、其の神人なるを知らざるなり。其の僕に謂ひて曰はく、我下りて其の佩を請はんと欲すと。僕曰く、此の間の人皆辞に習ふ。得ざれば恐らくは悔いに罹らんと。交甫聴かず、遂に下りて之と言ひて曰く、二女勞れたりと。……交甫曰く、……願はくは子の佩を請はんと。二女……遂に手づから佩を解きて交甫に与ふ。交甫悦び受けて之を懐にし、中てて心に当てて趨り去るも、数十歩にして佩を視れば、空懐にして佩無し。二女を顧みるに、忽然として見えす。詩に曰く、漢に遊女有り、求思す可からずと。此の謂なり。

(列仙伝) 鄭交甫が河のほとりで出会った神女に珮玉をもらおうという

『列仙伝』の記事で、阮籍の「詠懷詩」にもうたわれ(『玉台新詠』卷二、『文選』卷二十三、『文選』卷四の「南都賦」「蜀都賦」などにも引かれ、『芸文類聚』からはさまざま詩文に踏まえられることが知られるなど、きわめて広範に引用が繰り返された故事である。

曹植「洛神賦并序」(『文選』卷十九)は、〔遊於松浦河〕の序の典拠として名高く、旅人が傾倒していた作品のひとつと思われるが、「交甫の言を弃てたるに感じ、悵として猶予して狐疑す」と、ここでも鄭交甫の故事がふまえられている。また「洛神賦」の後半部では、大勢の神靈たちが集まってくるが、「南湘の二妃を従へ、漢浜の遊女を携ふ」とあって、「洛神賦」のヒロイン宓妃が、湘水の神女を従え、漢水の神女の手を引き、そうして神女たちの華やかな一行が舞い上がり、かなたへと消え去っていく様子が描かれる。「漢浜遊女」は『詩経』〔をふまえつつ、鄭交甫の出会った漢水の江妃をあらわし、「南湘二妃」は堯の二女を指す。堯の二人の女は舜の妃となったが、湘水で亡くなった。このように漢水・湘水・洛水などの河には高貴な女性たちにもつわる伝説があり、彼女たちが河の女神や河の神の妃として信仰されていて、「洛神賦」の宓妃が湘水神女や漢水神女たちと群行する件には、水辺の神女の伝説が結集されている。そして、こうした水辺の神女の登場

はしばしば、神女から珠を受け取った鄭交甫を想起させる、といった連想関係をみてとることができるのだ。

『文選』卷四「南都賦」の李善注に、次のような記事がある。

韓詩外伝に曰はく、鄭交甫、南のかた楚に適かむとして彼の漢臯台下に遵り、乃ち二女の〔兩珠〕を佩ぶるに遇ふ。大きき〔荆雞の卵〕の如し。

李善の引く『韓詩外伝』は、鄭交甫が漢水のほとりであつた女は、鶏卵の如き珠を二つ持っていた、と伝えている。こうした漢籍における文学的伝統のあり方を、九州風土記乙類の筆録にあつた中国人はよく知っていたと思われる。オキナガタラシヒメも水辺にあらわれる后妃、高貴な水辺の女性である。オキナガタラシヒメやその石にまつわる伝説も、右に述べたような中国文学の伝統の連想を伴いながら享受された可能性があるだろう。だからこそ、オキナガタラシヒメの石は九州風土記乙類に至って、二つの美玉であることが強調されていくのだと思われる。九州風土記乙類の存在態は、九州の土地にまつわる伝承が中国文学の連想を伴って享受され、美文によって表現されることにより名所化していく、そのような場が大宰府にあつたことを推測させる。憶良が〔鎮懐石〕で、オキナガタラシヒメの石は二つあり、たとえようもないほど美しく、玉のよう

で、鶏の卵のような形をしていると述べるのは、背景に以上のような、漢籍を享受して、地方の口碑の上にその連想を見て楽しむような、中国人を含む大宰府関係の人々の存在と、そうした場に憶良や旅人が身を置いてもいたであろうこと、それらを可能ならしめるものとして、大宰府における漢籍ライブラリーのような図書集積があつたことなどを想像させるのである。

㊦で憶良が冒頭からいきなり「松浦^{まつら}県^がさよひめの子が……」とうたい始めることができるのも、口碑の漢籍的受容の進んだ場が成立しており、そうした場において、既に口碑のオトヒメが文人的受容を通してマツラサヨヒメに昇華しているからである。九州風土記乙類が「郡」ではなく、漢籍ふうの「県」によって地名を表示していたことも思い合わされる。

ヒレフリ峰伝説については風土記二種と『万葉集』㊧を比較して、伝説の生成や変化発展過程を論ずるむきがあるが、㊨は口碑とは別次元で考えるべきものであり、また九州風土記の乙類・甲類自体の相互関係についての定見をもたないままに論ずるのでは、変化発展論は意味をなさない。私見^⑩によれば、乙類が先行し、甲類が『日本書紀』との摺り合わせを要請された結果、『水経注』などを参看しながら乙類をもとに成立する。

『水経注』卷三十四「江水」条にみえる次のような記事、
鼎北に女観山有り。厥処高頭にして、回眺極目す。古老伝へて言はく、昔、思婦有り、夫蜀に官し、秋期に屢愆す。此の山に登り絶望し、憂感して死す。山木枯悴し、鞠して童枯を為す。郷人之を哀しぶ。因りて此の山を名づけて女観と為す。之を山頂に葬る。今、孤墳尚存り。

は、夫が遠隔地に赴任した思婦（憂いを含む妻）が山に登って望見し絶望して死に、墓が山頂に作られるというもので、「古老伝言」「因名此山為○○」など、日本の風土記に近しい相貌を呈しており、甲類編纂の際の文範になったと思われる。女性がヒレをふる話（乙類）から、女性が死にいたる話へと展開するのは、『水経注』から示唆を得た甲類の段階であり、その際、三輪山式の別の口碑が取り込まれた可能性が高いと思われる。『水経注』のこの話は、『芸文類聚』卷七「山部上」にも「荆南図制に曰く」として、簡省された形で引用されている。

中国文学における水辺の神女たちは、もとは「妃」と呼ばれるような高貴な女性たちが神女となったものである。

「洛神賦」の宓妃については「楚辭」に、

帝夷羿を降して、孽を夏の民に革め、胡ぞ夫の河伯を射て、彼の洛嬪を妻とせる。胡は何なり。洛嬪は水神、宓妃

を謂ふなり。〔楚辭〕卷三「天問」

とあつて、王逸は、「洛嬪」は洛水の水神であり、宓妃を指す、と注している。¹⁸このように水辺の神女は「嬪」としてイメージされる存在でもあつた。¹⁹

㊦〔梧桐日本琴〕の旅人による810前置文は、嵇康の「琴賦」〔文選〕卷十八の冒頭部の詞句に多くを依つてゐることが知られているが、冒頭部以後の「琴賦」の音楽論を述べた本論部との関わりについては特に指摘がない。だが「琴賦」末尾の、琴の風声至徳を述べる中に、

是を以て伯夷之を以て廉にして、顔回之を以て仁なり。

比干之を以て忠にして、尾生之を以て信なり。……天

吳重淵に踊躍し、王喬雲を披きて〔披雲〕下墜す。鸞

鸞を庭階に舞はしめ、游女飄焉として来たり萃まる。

〔文選〕卷十八 嵇康「琴賦」

と、尾生の信義を琴音に由来するものとしており、この李善注は尾生の『莊子』盗跖の故事（女性との梁下での約束を守つて水死した）を伝えている。これは㊦（龍の馬）の旅人作と推定される806前置文に、

伏して来書を辱くし、具に芳旨を承る。忽ちに隔漢の恋を成し、また抱梁の意を傷ましむ。ただ羨はくは、去留恙なく、遂に披雲を待たまくのみ。

と、尾生の「抱梁」の故事を踏まえているのと呼応する。

また、806前置文の「遂に披雲を待たまくのみ」も、諸注に引くような『晋書』楽広の故事等ではなく、尾生とのつながりから考えて、右掲「琴賦」にいう王喬（王子喬）の「披雲而下墜」を踏まえたものと解すべきである。旅人が「琴賦」の世界になじんでいたことがよくわかる。

「琴賦」は続けて「游女飄焉として来たり萃まる」と述べる。この「游女」は『詩経』との関係が考えられるが、²⁰前述のように「列仙伝」はそれを鄭交甫の出会つた江妃二女のことであるとしている。以上によってみれば、旅人は「琴賦」の「游女」を江妃二女と関連づけて受け取つていた可能性がある。してみれば㊦（梧桐日本琴）の琴娘子も、江妃二女がその形象化の一端を担つてもいるだろう。

㊦（遊於松浦河）序や、㊧（領中麀之嶺）871前置文については、漢籍との関係が先学によって指摘されてきており、㊦（遊於松浦河）序にはことに『遊仙窟』と「洛神賦」の影響の色濃いことがつとに指摘されているが、それは㊧（領中麀之嶺）871前置文も同様で、やはり「洛神賦」と「遊仙窟」の世界を継承している。そうした意味でも㊦（遊於松浦河）と㊧（領中麀之嶺）は一つの連続した世界を形成するものとして捉えられるべき面をもっているといえる。それは水辺の神女の連想によつても結ばれるが、漢籍の、二つの佩玉をもつ神女のイメージを介して、㊦

〈鎮懷石〉や、あるいは㊦〈梧桐日本琴〉にもつながっているといえる。旅人と憶良の間では、㊧〈遊於松浦河〉・㊨〈領巾麾之嶺〉・㊩〈鎮懷石〉・㊪〈梧桐日本琴〉は、漢籍を背景にして一連のイメージの連鎖のもとに展開されているのだと思う。

㊫〈領巾麾之嶺〉871前置文、および873では、マツラサヨヒメの表記に「嬪面」という、きわめて珍しい文字が使われている。ヒ（甲類）に「嬪」をあてる例は『万葉集』のみならず他の上代文献にも例がない。ここにわざわざ「嬪」の字を仮名として用いているのは、述べきたったような中国文学の水辺の神女である嬪、洛嬪のイメージを活かした表記ではないだろうか。マツラサヨヒメもまた旅人の中国文学受容に伴う遊芸的な工夫の中で、男性との別を演じる水辺のヒロインの一人である嬪として、形象化されているのではないかと思われる。そうした受容の方向性は、九州風土記乙類の編纂によって、既にいくばくかは拓かれてもいたのではないかと考える。

四 旅人・憶良と書簡

旅人・憶良・大宰府官人らが文芸を共作する場が存在したとの論が、「筑紫歌壇」というタームの伝統をも負いつつ、しばしば喧伝されてきた。そうした場があったかもし

れないことは、㊬〈梅花宴〉から想像することはできる。大宰府という先進外国文化の流入するとばかりにあつて、漢籍を受容しつつ新たな文芸を創造しようとする意気が醸成されていたかもしれないことも想像することはできる。そしてそれらを旅人・憶良の作品の背後に想定すること自体には、意義もあると思われる。しかしそのことを、㊭の、用字上非旅人・非憶良を思わせる歌の作者の推定に、与らせることは危険である。問われるべきは、歌の解釈がほかならぬ「旅人・憶良以外の官人の作」であることを、必然的に要求するかどうかである。

かつて原田貞義氏は、「憶良・旅人にとつては述志の和歌も、それ自身の内で自足するものではなく、披見し応酬追和する相手あつての歌や詩文作りであつた」として、「一つの作品が他の作品を生み、またその作品が新しい作品創造の契機をなす」さまを丁寧[㊮]に跡づけられた。巻五の旅人の歌や文章は、憶良との間の、臨機臨場の緊密な関係性のもとにあり、そうした視点からの読みが欠かせない。

だがそれは、原田氏の言われるような「彼等が唱和応返や追和の相手を求めて、大宰府管内の官人から都の詩友へと社交の場を広げていったのも当然である」といったことであつたかどうかは、疑問である。㊯や㊰が、さらには㊱（吉田宜関係部分を除く）や㊲や㊳までが、旅人・憶良の

二人の關係性のみ閉じられていることを見るならば、それは「社交の場」に拡大されるようなものではないのではないか。おそらく巻五前半部は、主として憶良との間に交わされた旅人關係の書簡⁽²⁾を原資料とするものであり、憶良という得がたい理解者を見出した旅人が、憶良に触発されつつ憶良を相手に、書簡の往來による作文作歌を成したものであったと考える。

注

- (1) 原田貞義「松浦佐用姫の歌群」(『セミナー万葉の歌人と作品 第四卷』和泉書院、二〇〇〇年)。
- (2) 鉄野昌弘「佐用姫歌群をめぐって―巻五の歌群構成―」(『萬葉集研究』第二十九集、塙書房、二〇〇七年)。
- (3) 稲岡耕二「巻五の論」(『萬葉表記論』塙書房、一九七六年。初出は一九六〇年)。
- (4) 有坂秀世『上代音韻攷』(三省堂、一九五五年)によって、『万葉集』巻五の旅人・憶良歌に上代特殊仮名遣のモの書き分けがあることが指摘され、稲岡氏もしばしばこれを、作者判別の根拠とされている。
- (5) 「語り継ぐ」「言ひ継ぐ」ことを、ことに憶良の問題としてひきとった論に清水克彦氏「憶良の精神構造―「語り継ぐ」「言ひ継ぐ」をめぐって―」(『萬葉論集』桜楓社、一九七五年。初出は一九六六年)・村山出氏「鎮懐

- 石歌覚書―作者と作歌意図をめぐって―」(『山上憶良の研究』桜楓社、一九七六年。初出は一九七〇年)等があり、植垣節也氏「山上憶良―領巾振り伝説歌の表現を通して―」(『論集 万葉集(和歌文学の世界 第十一集)』笠間書院、一九八七年)は、「万代に語り継ぐ」「万代に言ひ継ぐ」は憶良独自の表現であるとして、872・873を憶良作とされた。『新大系』が「八七二・八七三」は歌われている思想において、……憶良作と推測される」と注するのも同様の理解によると思われる。「語り継ぐ」こと・「言ひ継ぐ」ことと「後人」「最後人」「最々後人」という構成を関わらせつつ、語る時間の構築の問題を説く論議も、近年は多い(井村哲夫氏「松浦の虚構―仙女と佐用姫と」(『万葉集物語』有斐閣、一九七七年)、廣川晶輝氏「サヨヒメ物語」の〈創出〉」(『山上憶良と大伴旅人の表現方法―和歌と漢文の一体化―』和泉書院、二〇一五年。初出は二〇〇三年)など。これらの論議は、872・873のただならぬピントのはずれぶりをどうとらえたらよいかが思案されていない点において、私の納得のゆくところではない。
- (6) 稲岡耕二「松浦河仙媛譚の形成・追攷―旅人と憶良の交渉―」(『説話論集』第六集、清文堂出版、一九九七年)。
 - (7) 稲岡耕二氏(『大伴旅人・山上憶良』講座日本文学2 上代篇Ⅱ 三省堂、一九六八年十一月)は、虚構性の強い⁽⁸⁾に対して、「夢幻よりは史実を」求め、今の現実へと確かにつながる歴史的事象としてマツラサヨヒメとオ

キナガタラシヒメを提示することに憶良の意図があったとされる。私の理解は稲岡氏とはやや異なる面があるが、それについては、注末の付記に記した別稿に述べる。

(8) 憶良は後に因(饞酒)でも、「余呂豆余尔伊麻志多麻比提……」(879)と、全く同一の表記を用いており、憶良愛用の文字づらであることが知られる。

(9) 〔鎮懐石〕814では、天下の大事に関わつての皇后の意志の付度であるため、「天地のともに久しく言ひ継げと」もさほどは奇異にならないのだが、〔領巾塵之嶺〕872・873では男女の別れに関わつての女性の意志の付度であるため、たいそう奇異な発想となり、前者と同等の発想でありながら、後者では強烈なからかいの起端となるのである。

(10) 以下の拙稿参照。「豊後・肥前国風土記の地名叙述」(『国語と国文学』第八十一卷第十一号、二〇〇四年十一月)。「九州風土記の甲類・乙類と『日本書紀』」(『風土記研究』第三十三号、二〇〇九年六月)。「九州風土記の構想と『文選』賦」(『古代文芸論叢』おうふう、二〇〇九年)。「九州風土記と『出雲国風土記』——中国南朝地方志・『水経注』をめぐる——」(『古事記年報』第五十七号、二〇一五年一月)。

(11) 〔鎮懐石〕813前置本文および813～814は、憶良の旅人に宛てた書簡であり、この形で大伴家に保管されていたものに対し、813前置文中の「或云」「実是」などの小書きによる注記は、後に憶良自

身によって、自身の手控えに改訂付加されたものと考えられる。

(12) 甲類は全般的に『日本書紀』の影響が強く、④も「征伐」「祈日」「誉田天皇」など『日本書紀』巻九の神功皇后に関わる表現を踏まえているが、一方では③(乙類)の影響も顕著である。「凱旋」「誕生」は③に独自の表現で、④は③のそれを踏襲している。「凱旋」については、中川ゆかり氏「豊後国風土記の語る世界」(『上代散文その表現の試み』塙書房、二〇〇九年。初出は二〇〇一年)が、『日本書紀』にもみられない新しい表現であること指摘されている。

(13) 宓妃は「洛神賦」の序に「黄初三年、余京師に朝し、還りて洛川を済る。古人に言へること有り、斯の水の神は、名を宓妃と曰ふ」と、本文に「臣聞く、河洛の神、名を宓妃と曰ふ」とあるように、洛水の神女である。

(14) 『詩経』国風周南「漢広」に「漢に游女有り。求む可からず」とある。

(15) 「洛神賦」の「文選五臣注」引用の「鄭玄曰」。

(16) 現行の『韓詩外伝』には当該部は載っていない。李善注は一方では、『文選』巻十二「江賦」に、「韓詩内伝に曰く」として交甫が「漢臯台下辺」で二女に出会ったことを記しており、典拠について何らかの乱れがあったことを想像させる。

(17) 注(10) 掲出拙稿。

(18) 芳賀紀雄氏(『典籍受容の諸問題』『萬葉集における中

国文学の受容」塙書房、二〇〇三年）は、正倉院文書にみえる『離騷三峽映別十六卷』は王逸『楚辞章句』を指すとされており、上代における『楚辞』は、『楚辞章句』の形で王逸注を伴って受容されていたと考えられる。

- (19) 三品彰英氏は、『楚辞』「天問」にみえる羿と宓妃の結婚について、河伯の「嬪」が水辺の姫であることを説かれている（「クマナリ考」『建国神話の諸問題』平凡社、一九七一年。初出は一九三七年）。

- (20) 注(14)参照。

- (21) 契沖『万葉代匠記』、小島憲之『上代日本文学与中国文学(上)(中)』(塙書房、一九六二年・一九六四年)、古沢未知男『漢詩文引用より見た万葉集の研究』(桜楓社、一九六六年)、中西進『万葉史の研究』(桜楓社、一九六八年)ほか。

- (22) 「藩」「言婦」「悵」などが「洛神賦」に、「嗟此別易 曠彼会難」が『遊仙窟』に由来する。

- (23) ①『三嶋王追和』883題詞に[G]〈領巾塵之嶺〉871前置文・873と同じ「松浦佐用嬪面」の表記があるのは、大伴家持による巻五整理の際、[G]〈領巾塵之嶺〉に合わせた可能性が高い。

- (24) 本稿ではふれなかったが、別稿(注末付記の拙稿)に述べる[E]についても、同様のことがいえる。

- (25) 原田貞義「筑紫の雅宴」の諸論考(『読み歌の成立 大伴旅人と山上憶良』(翰林書房、二〇〇一年)所収。初出は一九六五年〜一九九二年)。

- (26) 別稿(注末付記の拙稿)参照。

- (27) 村田右富美氏(『万葉集』巻五の前半部の性質について)『萬葉集研究』第三十四集、塙書房、二〇一三年)は、巻五前半部について「旅人を送り手、あるいは受け手とする書簡の集合体としての理解が求められる」との見解を述べられている。ただし「筆録者と歌作者を同一視することを前提とはしない」点において、拙論とは立場を異にする。

付記

本稿は、二〇一七年度上代文学学会大会の公開講演会における講演のうちの前半部と、時間の関係で講演では触れられなかった九州風土記についてまとめたものである。講演の後半部および講演では述べきれなかった諸点については、紙幅の関係で別稿(「大伴旅人考―遊於松浦河」〈龍の馬〉と『楚辞』―)(『萬葉集研究』第三十七集、塙書房、二〇一七年十一月刊行予定)にまとめた。ご併読いただければ幸いです。